

令和4年6月20日
りんご果樹課

令和4年産インド向けりんごの生果実輸出検疫に係る説明会

「青森県説明会Q & A (R4.6.1)」

＜生産園地＞…要領第3 関係

1. 園地の包括申請における園地が複数集まった地域の範囲はいかん。
→タイ向けりんごと同様、市町村単位を想定している。
2. タイ向けと同様に、卸売市場を包括申請するためのひとつの園地とすることができるか。また、その場合、面積の欄への記載はいかん。
→可能。卸売市場が取扱う生産園地の面積を正確に記載することは難しい場合、推定面積の記載で問題ない。
3. 各申請書の提出期日が毎年6月30日とされている。低温処理施設及びくん蒸処理施設の登録申請ではやむを得ない場合はこの限りではないとあるが、園地登録申請について、この記載がないことの理由はいかん。
→施設を新設した場合などを想定しているため、園地申請の期日にはこの記載がない。
4. インド向け生産園地をベトナム向け生産園地と重複して園地登録することは可能か。
→可能。

＜選果梱包施設＞…要領第4 関係

5. 選果技術員に対する技術研修の実施はいつ頃か。
→申請書の提出期限が6月30日のため、以降、準備が整い次第、植物防疫所が実施する。
6. 選果梱包施設の確認時期はいつ頃か。
→選果技術員研修実施後に、植物防疫所が実施する。
7. ベトナム向け、インド向けの選果技術員研修は、まとめて実施するのが効率的と思うが、国の考えはいかん。
→国毎に検疫対象病虫害や条件が異なるので、1つにまとめて実施することはできないが、同日中に別に分けて実施することは可能。質問11も同様。

＜低温処理施設＞…要領第4 関係

8. 低温処理技術員に対する技術研修の実施はいつ頃か。
→申請書の提出期限が6月30日のため、以降、準備が整い次第、植物防疫所が実施する。
9. 第7号様式の(注)に、「温度記録計を複数の施設、処理庫で共用する場合」とあるが、具体的に「共用」が想定される使用場面はいかん。
→温度記録計を所有している施設から借りて、所有していない施設で使用する場合を

想定している。

10. インド向け生産園地をベトナム向け生産園地と重複して園地登録することが可能な場合、収穫されたりんごの低温処理をインド向けとベトナム向けの両用として実施することは可能か。

→インド向け園地では栽培園地検査がないので、ベトナム向け栽培園地をインド向け園地として利用することは可能。しかし、低温処理日数が異なるため、インド向けの要件をクリアしていても、ベトナム向けの日数をクリアしていなければ、ベトナム向けには輸出することはできない。

11. ベトナム向け、インド向けの低温処理技術員研修は、まとめて実施するのが効率的と思うが、国の考えはいかん。

→7と同じ。

＜臭化メチルくん蒸処理施設＞…要領第4 関係

12. インド植物防疫機関の検査官招へい費用について、「登録くん蒸処理施設」も負担するとされるが、申請を省略できる「輸入植物検疫規程により植物防疫官が指定したくん蒸処理施設（特A級）」も「登録くん蒸処理施設」であるということか。また、その場合、施設の意向に係わらず費用の一部を負担するのか。

→特A級の施設は登録要件を備えていると見なし、実地審査は不要だが、インド向け輸出に利用するくん蒸施設については、登録申請を行う必要がある。

【補足】登録申請の省略はできない（インド向けの使用施設を把握するため）。省略できるのは、植物防疫所による書類・実地検査になる。

＜選果こん包等の実施＞…要領第5 関係

13. 本要領第5の1の（7）に、こん包に通気孔を設ける場合は、「通気孔に網等が張られているこん包を使用」か「パレット積み全体を網等で覆うこと」のいずれかの方法とある。通気孔及び編み目の定義、具体的なサイズはいかん。

→ベトナム向けと同様、1.6mm以下と考えている。

＜臭化メチルくん蒸の実施＞…要領第7 関係

14. 本要領第7の2の（3）に、「包装は、くん蒸が行える程度の通気性があり」とあるが、求められる通気性の具体的な定義はいかん。また、本要領第5の1の（7）にある「通気孔」と同義か確認されたい。

→一般的に臭化メチルが通気する程度でよい。

＜インド植物防疫機関による査察＞…要領第8 関係

15. 毎年のインド植物防疫機関の検査官招へいに係る費用及び事務の負担について、登録選果場や登録低温処理施設等が負担するという点が非常にネックだと思われる。費用及び事務への補助や軽減、代行等、国や県がどのような対応を検討しているか教えていただきたい。

→輸出支援課では、輸出先国検査官招へいに係る支援事業を、1/2補助で予算措置している。植物防疫課では、申請者の希望をとりまとめ、インド側と日程調整を行う。公募期間中の申請手続きは、各施設で行う。取りまとめを行う、日本青果物輸出促進協議会や各県の輸出協議会等を通じて申請することも手法の1つと考えている。電子申請の利用も推奨している。

16. インド植物防疫機関の検査官招へいに係る費用負担はどのように支払いするのか具体例を提示されたい。

→台湾向けりんごと同じ仕組みを考えている。申請者による均一な負担を想定しているが、まだインド側と具体的な話は詰めていない。申請者、農水省、日青協と協議して進めたい。

17. 選果梱包施設、低温処理施設、くん蒸処理施設の設置者が別々に招へいするのか。

→台湾と同じくまとめて年1回の実施を想定している。

18. 各施設がまとまって査察を受ける場合、選果梱包施設、低温処理施設、くん蒸処理施設の設置者が別々で、複数箇所あり、取扱量も異なる場合の負担割合はいかぬ。

→台湾と同じく、登録した施設が均一に負担する。

19. 費用の支払いは、派遣要請をする国に支払うのか、インド植物防疫機関の検査官に支払うのか。

→現時点では、インド検査官へ支払うことを想定している。

20. 選果梱包施設、低温処理施設、くん蒸処理施設の設置者で作業を提供しているだけで、輸出を行っていない施設の場合も、設置者が費用負担することになるのか。

→台湾と同じく、登録した施設が均一に負担する。

【補足】事業者の費用負担に関しましては、どちらが必ず負担しなくてはならないということを植物防疫課では指定していない。実際に招へいする際には、当該輸出関係者内（A 輸出事業者、B くん蒸処理施設会社）で調整していただくものとする。

21. インド植物防疫機関の検査官招へいに係る事務を施設設置者が負担すると記載されているが、設置者の事務フロー図を提示願いたい。

→台湾と同じ仕組み。作成後に提示したい。

22. 早生種、晩生種など輸出時期が異なる場合、インド植物防疫機関の検査官を複数回招へいすることになるのか。

→年1回の招へいを予定。

23. 台湾向け要領の「台湾側検査官による査察」には、具体的な費用負担について記載はない。国が2030年輸出額5兆円を目標に掲げる中で、今回、本要領で産地側の負担をあえて明記した点について、インド側からどのような要請があったのか、その意図、経緯を伺いたい。

→農林水産省としては、できるだけ産地の負担を少なくしたいと考えている。インド側はリスクベースの観点から査察が必要と判断し、インド側と協議した結果、両国で合意に至った。

24. インド植物防疫機関による査察について、全ての登録施設を対象とするのか、台湾のように一部の施設を抽出して行うのか、具体例を提示されたい。

→現時点では全施設の3分の1を想定してインド側と調整中。9施設以下なら3施設、3施設以下なら3施設で実施する。

25. インド植物防疫機関による査察について、「毎年の輸出時期の前に」とは、いつを想定しているのか。

→9～10月を想定。具体的には、登録した事業者と相談しながら、日時についてはインド側に申請内容を提示後に調整する。

26. コロナ禍により、台湾側の査察が行えない中で、日本側による査察で代替し、特に問題が生じていない。インドについて、同様の事態が生じた場合の想定はいかん。

→インド側の検査官の派遣無しで輸出が可能となるよう調整する必要がある。

27. 国毎に要領が異なることは承知しているが、相手国からの直接的な指摘がない事項については、更なる取組の拡大に繋げるためにも、できるだけ記載事項や定義を統一していただくよう要望したい。

→要望として受け、今後検討する。

＜輸出検査＞…要領第9 関係

28. 登録生産園地および登録選果梱包施設が同一のものとはどういうことか。設置者が同一ということか。また、同一でない場合の輸出検査単位はいかん。

→異なる場合は、別なロットとして輸出検査を行う必要があると考えている。同一出ない場合、1輸出検査ロット当たり、2%以上の抽出量を考えている。

29. モモシンクイガ又はナシヒメシンクイが発見された場合、全ての合格証明書の発給を直ちに停止とあるが、既に発給済みの合格証明書の効力に影響しないという

解釈か。

→指摘のとおり。

30. 県は登録くん蒸施設の責任者にもその旨通知するものとあるが、登録申請を省略できる特A級に該当する施設も対象に含まれるのか。

→特A級の施設について審査は不要だが、インド向けに利用するくん蒸施設は登録申請が必要。

31. 「インド植物検疫当」とは「インド植物検疫当局」の誤植か。

→指摘のとおり。

32. 「輸出停止措置の解除の通知」とあるが、輸出停止措置にかかる記載がない。輸出停止措置の定義はいかん。

→輸出検査による不合格の原因がモモシンクイガまたはナシヒメシンクイであることが判明し、その後、原因、改善措置が特定されるまでの間は、インド向けりんごにタイするすべての合格証明書の発給は停止する。

33. モモシンクイガが発見された場合、いつ、どのような経路でインド植物検疫機関へ通知されるのか。また、インド植物検疫機関はいつ、どのように輸出停止措置を講じるのか。

→農林水産省から書簡またはメールで通知することになっている。

＜インドでの輸入検査＞…要領第11 関係

34. モモシンクイガが発見された場合、いつ、どのような経路で日本側へ通知されるのか。また、インド植物検疫機関はいつ、どのように輸出停止措置を講じるのか。

→インドの当局から書簡またはメールで通知することになっている。

＜申請の取り消し＞

35. 輸出見込みで申請したもの、価格や時期等が合わず輸出を断念する場合の、申請取り消しの手続きはいかん。

→申請後の取消は控えてもらいたい。基本的には申請した場合の費用負担は発生するものと考えていただきたい。

36. 申請の取り消しを行った場合のインド植物防疫機関の検査官の招へいに係る経費の負担はいかん。

→基本的には申請した場合の費用負担は発生する。事業の交付候補者となった場合を前提に、自己都合でキャンセルした場合、交通費、宿泊費は事業者が負担することになる。インド側の都合で中止する場合、事業終了後、証拠書類があれば事後に補助対象となるものと考えている。

<追加質問>

- Q 1 モモシンクイガが発見された場合の輸出停止措置の範囲について教えて欲しい。
→1回目の発見で日本全国の輸出が停止する。停止した原因が特定の施設であると判明すれば、それ以外の施設は輸出可能となる。特定の施設については、その後原因究明がなされ、是正措置がインド側に確認できれば、輸出可能となる。
- Q 2 G A P の要求は日本側からか。
→インド側から。
- Q 3 日本国内で行われる輸出検査でモモシンクイガが発見された場合、日本全国の輸出が停止するのか。低温処理やくん蒸処理を行っていることをもって問題ないと言えないか。(山野氏)
→日本側の輸出検査で発見されても、日本全国で停止する。コドリングやミバエについては、逆に日本側も強く警戒している。インド側はモモシンクイガの侵入を非常に警戒しているので、見つかった場合には相応の厳しい要求をしている。
- Q 4 NON-GM 証明について、政府機関であれば、植物防疫所、商工会議所相当と認められると思う。日本はNON-GMが原則なので、輸出証明書に一文「NON-GMである」旨を追加するなど、証明の簡略化について検討してもらいたい。
→御意見として受けます。
- Q 5 事前質問の30で、県は登録くん蒸施設の責任者にもその旨通知するものとあるが、登録申請を省略できる特A級に該当する施設も対象に含まれるのか。(りんご果樹課松江課長代理)
→登録された時点で、本省から施設、県に連絡する。県にも通知してもらいたいですが、重複するので、その際は植物防疫課へ相談してほしい。

<インド向け輸出入りんごの生果実登録生産園地申請書の記載例>

別添参照

インド向け輸出りんごの生果実登録生産園地申請書【記載例1：産地市場の生果実を輸出する場合】

青森県農林水産部りんご果樹課長 殿

年 月 日

①申請者である会社名（組合名・団体名・法人名）、住所、代表者（責任者）の職名・氏名、連絡先を記載する（押印は不要）。

申請者
住所
氏名
電話番号
弘前市蔵主町100-1
株式会社植防アップル
代表取締役社長 植防一郎
0172-99-9999

②同一地域で、産地市場が異なる場合は、それぞれ記載する。

③産地市場名を記載する。

④「生産園地名」に対応した市町村名を記載する。

⑤各市場が申請した生産園地及び面積のうち、各申請者が取扱う予定がある地域の面積を記載する。

⑥「〇園地、包括申請」と記載する。

下記の生産園地をインド向けりんごの生果実登録生産園地として申請します。

生産園地名 Name of orchard	申請者氏名 (名称) Name of person in charge	生産園地の所在地 Address of orchard	生産園地の面積 (ha) Square measure	備考 Notes
【例1】産地市場の生果実を輸出する場合				
弘前地域 Hirosaki area	青森印青い森青果(株) Aomorishirushi Aoimoriseika kabukaisya	弘前市 Hirosaki-shi	8,000	100園地、包括申請
平川地域 Hirakawa area	青森印青い森青果(株) Aomorishirushi Aoimoriseika kabukaisya	平川市 Hirakawa-shi	1,500	45園地、包括申請
板柳地域 Itayanagi area	青森印青い森青果(株) Aomorishirushi Aoimoriseika kabukaisya	板柳町 Itayanagi-machi	1,000	25園地、包括申請
板柳地域 Itayanagi area	青い森りんご市場株式会社 Aomoringoshiyouto kabushikikaisya	板柳町 Itayanagi-machi	1,000	20園地、包括申請
藤崎地域 Fujisaki area	青い森りんご市場株式会社 Aomoringoshiyouto kabushikikaisya	藤崎町 Fujisaki-machi	500	40園地、包括申請
【例2】一市町村に登録したい生産園地が1か所のみで、その園地の生果実を輸出する場合				
弘前 太郎 果樹園 Tarou Hirosaki orchard	弘前 太郎 Hirosaki Taro	弘前市大字山崎字稲村1-100 1-100, inamura, yamazaki, Hirosaki-shi	3	
植防ファーム 果樹園 Syokuboufaem orchard	植防ファーム Syokuboufarm	平川市金屋山田23-56 23-56, kanaya, yamada, Hirakawa-shi	0.5	
【例3】一市町村に登録したい生産園地が複数あり、その園地の生果実を輸出する場合				
弘前地域 Hirosaki area	株式会社植防アップル Kabushikikaisya Syokubouapple	弘前市 Hirosaki-shi	8	3園地、包括申請
大鰐地域 Owani area	株式会社植防アップル Kabushikikaisya Syokubouapple	大鰐町 Owani-machi	1	2園地、包括申請

(注) 1 生産園地名、申請者氏名（名称）及び生産園地の所在地については、英文併記とすること。

2 登録を希望する生産園地が複数ある場合、備考欄に生産園地の数及び一つの生産園地として申請を希望する旨を記載すること。

②当該園地が、他園地と区別できるよう「園主名+（地域名）+果樹園」と記載する。

④「申請者名」を記載する。

④と同じ。

⑤「園地住所」を記載する。

⑥「〇園地、包括申請」と記載する。

年 月 日

青森県農林水産部りんご果樹課長 殿

①申請者である会社名（組合名・団体名・法人名）、住所、代表者（責任者）の職名・氏名、連絡先を記載する（押印は不要）。

②出荷元の市町村を、「地域名」で記載する。

③申請者である会社名を記載する。

④「生産園地名」に対応した市町村名を記載する。

⑤各市場が申請した生産園地及び面積のうち、各申請者が取扱う予定がある地域の面積を記載する。

⑥「〇園地、包括申請」と記載する。

申請者
住所
氏名
電話番号

弘前市蔵主町100-1
青森印青い森青果株式会社
代表取締役社長 植防次郎
0172-99-9999

下記の生産園地をインド向けりんごの生果実登録生産園地として申請します。

生産園地名 Name of orchard	申請者氏名 (名称) Name of person in charge	生産園地の所在地 Address of orchard	生産園地の面積 (ha) Square measure	備考 Notes
【例4】産地市場の生果実を輸出する場合				
弘前地域 Hirosaki area	青森印青い森青果(株) Aomorishirushi Aoimoriseika kabukaisya	弘前市 Hirosaki-shi	8,000	100園地、包括申請
黒石地域 Kuroishi area	青森印青い森青果(株) Aomorishirushi Aoimoriseika kabukaisya	黒石市 Kuroishi-shi	1,000	50園地、包括申請
平川地域 Hirakawa area	青森印青い森青果(株) Aomorishirushi Aoimoriseika kabukaisya	平川市 Hirakawa-shi	1,500	45園地、包括申請
藤崎地域 Fujisaki area	青森印青い森青果(株) Aomorishirushi Aoimoriseika kabukaisya	藤崎町 Fujisaki-machi	500	40園地、包括申請
大鰐地域 Owani area	青森印青い森青果(株) Aomorishirushi Aoimoriseika kabukaisya	大鰐町 Owani-machi	1,000	35園地、包括申請
五所川原地域 Gosyogawara area	青森印青い森青果(株) Aomorishirushi Aoimoriseika kabukaisya	五所川原市 Gosyogawara-shi	1,000	30園地、包括申請
板柳地域 Itayanagi area	青森印青い森青果(株) Aomorishirushi Aoimoriseika kabukaisya	板柳町 Itayanagi-machi	500	25園地、包括申請

- (注) 1 生産園地名、申請者氏名（名称）及び生産園地の所在地については、英文併記とすること。
2 登録を希望する生産園地が複数ある場合、備考欄に生産園地の数及び一つの生産園地として申請を希望する旨を記載すること。